

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年七月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯 塚 孝

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
川越新座線	川越市大字並木字中田二二五八番一地 先から同市大字並木字中田二七二番一〇 地先まで（ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）	平成二十七年七月十日	交通安全対策事業による。 平成二十年三月二十八日埼玉県 川越県土整備事務所長告示第三 十七号で告示した道路区域の一部 供用開始である。 延長二二一〇・〇〇メートル